

# 文化財を活用した観光コンテンツ等の造成に係るコンサルティング等業務 公募型プロポーザル応募要項

## 1 目的

この要項は、山口県業務委託プロポーザル方式実施要領（平成22年4月1日施行）に基づき、文化財を活用した観光コンテンツ等の造成に係るコンサルティング等業務を委託する者を決定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定める。

## 2 業務の概要

次に掲げる業務の委託

### (1) 業務名

文化財を活用した観光コンテンツ等の造成に係るコンサルティング等業務

### (2) 業務内容

文化財を活用した観光コンテンツ等の造成に係るコンサルティング等業務委託仕様書のとおり

### (3) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和9年3月31日まで

## 3 予算限度額

7,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 4 参加資格

この手続に参加できる者は、単独の法人又は共同企業体とし、それぞれ次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

### (1) 単独の法人の場合

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。

イ 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加するものに必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和7年山口県告示第214号）に基づく資格審査において、次に挙げるすべての営業種目について入札参加資格を有する者であること。

- ・大分類「07 企画・製作」 小分類「05 イベント等の企画」
- ・大分類「99 その他」 小分類「18 計画策定・計画策定支援」

ウ 本店又は支店、営業所等を山口県内に有していること。

エ この手続の開始の日から令和8年5月27日（水）までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基

づく参加停止を受けていないこと。

オ この手続において、単独の法人又は共同企業体の構成員として重複して参加していないこと。

## (2) 共同企業体の場合

(1) に掲げる要件について、代表者はアからオまでのすべてを満たし、全構成員がア、エ、オのすべてを満たしていること。

## 5 応募手続き等

応募に当たっては、次のとおり必要書類を提出すること。

### (1) 参加表明書の提出

提出書類	参加表明書（別紙様式1）
提出期限	令和8年5月15日（金）午後5時まで（必着）
提出方法	電子メールにより提出すること。 ※ 送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

### (2) 質問の受付及び回答

提出書類	質問書（別紙様式2）
提出期限	令和8年5月15日（金）午後5時まで（必着）
提出方法	電子メールにより提出すること。 ※ 送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。
質問内容	原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続に関する事項に限るものとし、他の事業者からの企画提案書の提出状況や積算に関する内容等は受け付けない。また、口頭による質問は、受け付けない。
回答	質問者及び参加表明者全員に対し、電子メール等により回答する。

### (3) 企画提案書等の提出

提出書類	① 企画提案書 ・体裁はA4版、片面とする。 ・別表に記載する内容を充足すること。 ・10部提出すること。 ② 見積書 ・体裁はA4版、片面とする。 ・正本1部の他、写しを提案書10部に添付し提出すること。 ③ 参考資料 ・法人の概要がわかるもの（会社案内、定款、役員名簿、事業報告書、収支計算書など） ・1部提出すること。
提出期限	令和8年5月27日（水）午後5時まで（必着）
提出方法	持参（9時から17時まで（土日・祝日を除く））又は郵送（書留郵便等又は宅配便で期限内必着）により提出すること。
備考	提出書類の作成及び提出等に要する経費は、提案者の負担とする。 提出書類は原則返却しない。また、提出書類の訂正、差し替えは認めない。

別表（企画提案書の内容）

項目	備考
会社概要	・沿革等
業務の実績	・過去5年以内における類似業務、本件と関連ある業務の実績
業務実施体制	・統括責任者・担当者 ・組織体制 等
業務に対する基本的な考え方	・本業務を遂行するに当たっての基本的な考え方
企画案	・仕様書を踏まえた企画案 (特に、コンサルティングに携わる専門家（観光コンテンツ造成等）については、詳細に記載のこと)
全体工程表	・令和9年3月までに、活用計画書等の完成を目指した工程とすること
見積明細	・業務内容ごとに整理（可能な限り、一式計上とはしないこと）
その他	・本事業における受託者の優位性 ・各項目における受託者独自企画の追加提案 等

(4) 提出先及び問い合わせ先

〒753-8501

山口県山口市滝町1-1

山口県観光スポーツ文化振興課

電話番号：083-933-4666

F A X：083-933-4829

E-mail：a19300@pref.yamaguchi.lg.jp

## 6 企画提案の審査に関する事項

(1) 審査方法について

文化財を活用した観光コンテンツ等の造成に係るコンサルティング等業務審査委員会において、書面審査を実施し、最優秀提案者の選定を行う。なお、提案者が1者であった場合でも、本プロポーザルは成立するものとし、審査を行う。

(2) 審査結果について

審査結果については、すべての提案者に書面で通知するが、結果に係る説明は行わない。

(3) 審査結果の取消しについて

企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、提案者に重大な瑕疵があった場合、事業執行の意思が認められない場合、又は事業執行能力がないと認められる場合は、審査結果を取り消すことがある。

## 7 審査項目・基準

企画提案の内容等について、次の項目ごとに審査を行い、各委員の評点の平均が60点以上となった者のうち、最も高い評点を得た者を、最優秀提案者として選定する。

区分	審査項目	配点
業務実施体制 (10点)	○業務を安定的に実施することができる体制か。 ○統括責任者、担当者の資格、実務経験年数、実績	10
業務実績 (10点)	○過去5年以内の実績	10
業務の理解度・考え方 (5点)	○業務遂行に向けた基本的な考え方 ○仕様書の熟知	5
企画提案の内容 (60点)	○仕様書を踏まえた優れた企画となっているか。 ・専門家配置、コンサルティング内容の具体性 ・業務の調整、統括コーディネートの体制 ・独自企画の提案 ・受託者の優位性	60
全体工程計画 (10点)	○工程を検証し、確実に履行できるスケジュールとなっているか。	10
費用の合理性 (5点)	○仕様に沿った内容で予算限度額の範囲内となっているか。	5
合 計		100

## 8 契約に関する事項

最優秀提案者と委託業務の詳細な事項について協議を行い、随意契約により本業務委託の手続を行う。仕様の内容は、企画提案書の内容を基本とするが、最優秀提案者と委託者との協議により最終的に決定する。

協議が整わなかった場合、若しくは最優秀提案者が契約を辞退した場合には、評価点が次点の者と協議することとする。

また、企画提案の内容については、最優秀提案者の提案に拘束されるものではなく、より事業の効果を上げるため、県との協議により適宜変更を求めることがある。

## 9 応募等スケジュール

委託業務の応募等スケジュールは、以下とする。

日時	内容
令和8年5月 1日 (金)	応募要項等の公表、質問書の受付
令和8年5月15日 (金)	参加表明書及び質問書の提出締切
令和8年5月20日 (水) ※予定	質問に対する回答
令和8年5月27日 (水)	企画提案書等の提出締切
令和8年6月 9日 (火) ※予定	審査結果通知